

日南市景観形成推進事業補助金交付要綱

平成21年3月30日

日南市告示第97号

(趣旨)

第1条 日南市美しいまちづくり景観基本条例(平成21年日南市条例第220号。以下「条例」という。)第30条の規定による助成は、歴史的町並みの景観形成の創出に一体的に貢献する建築物等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、日南市補助金等交付規則(平成21年日南市規則第51号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の名称)

第2条 前条の補助金の名称は、景観形成推進事業補助金(以下「補助金」という。)とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物等をいう。
- (2) 伝統的建築物 建築物で、伝統的構法を用い、レンガ造(組積造)、真壁造等の伝統的町家建築の主屋及び附属屋の諸特性をよく表していると認められるもの並びに伝統的寺社建築の特性をよく表していると認められるものをいう。
- (3) 伝統的工作物 建築物以外の工作物で、伝統的町家建築又は寺社建築と一体を成すもので、伝統的構法を用い、伝統的意匠工法により、その諸特性をよく表していると認められるものをいう。
- (4) 修理 伝統的建築物及び伝統的工作物を、履歴調査に基づいてしかるべき時代の姿に戻す行為をいう。
- (5) 修景 伝統的建築物及び伝統的工作物以外の建築物等を周囲の歴史的風致と調和するように配慮して新築し、若しくは増築し、又は改築する行為をいう。
- (6) 外観 建築物等の外部で屋根、外壁及び建具等をいう。
- (7) 構造耐力上必要な部分 基礎、土台、床組、壁(内部の表面仕上げを除く。)、柱、斜材(筋かい、方づえ、火打ち材その他これに類するものをいう。)、小屋組及び横架材(はり、けたその他これに類するものをいう。)等をいう。

(補助金の交付対象区域及び対象者)

第4条 補助金の交付対象区域は、条例第9条第5項に基づく次の各号に掲げる景観計画の区域とする。

- (1) 港町油津景観計画区域
- (2) 城下町飫肥景観計画の重点区域

2 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業の対象となる補助対象物件の修理又は修景を行う所有者又は管理者等で、かつ、市税の滞納がない者とする。

(補助金交付の対象経費及び範囲)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次に掲げるとお

りとする。

- (1) 修理については、外観に要する経費（下地材の経費を含む。）ただし、伝統的建築物及び伝統的工作物を保存するため、市長が特に必要と認める場合は、構造耐力上必要な部分に係わる経費を含めることができる。
- (2) 修景については、外観に要する経費
- (3) 歴史的町並みの保存、活用のため、特に市長が必要と認めた事業で、これに要する経費
- (4) 補助金交付の対象経費は、工事費（設計及び監理費は、対象外）とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（補助要件）

第6条 補助の要件となる外装仕様等の要件は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、限度額を超えて補助金を交付することができる

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、次に掲げる図書を添付した補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費積算書
- (3) 現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかに補助金の交付の適否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付をする旨の決定（以下「補助金交付決定」という。）をしたときはその旨を補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付をしない旨の決定をしたときはその旨を記載した補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金の交付の申請をした者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、補助金交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更又は中止）

第10条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が当該補助金交付決定に係る事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに事業内容変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事業内容の変更又は中止の申請があったときは、内容を審査し、事業内容変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、当該補助金交付決定に係る事業を完了したときは、速やかに次に

掲げる図書を添付した事業完了実績報告書（別記様式第 6 号）により、当該行為の成果を市長に報告しなければならない。

- (1) 実施設計図書
 - (2) 完成写真
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 飫肥杉、飫肥石が地場産（市内）であることを証明する出荷証明書
 - (5) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- （検査）

第 12 条 市長は、事業完了実績報告書の提出があったときは、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。この場合において、市長が委嘱した検査員に竣工検査をさせ、かつ、竣工検査調書（別記様式第 7 号）を作成させなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助対象者に対し、補助金確定通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく通知を受けた補助対象者から、景観形成推進事業補助金請求書（別記様式第 9 号）の提出があった場合において、その請求が適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の制限等）

第 14 条 この要綱に定める補助金の交付は、同一建物に対して屋根と外壁を部位ごとに分けて申請することができる。

- 2 交付後の再申請は、できないものとする。ただし、建築物については 1 5 年、工作物については 5 年を経過したもの又は市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 景観重要建造物については、別途管理協定により、取り扱うものとする。

（適正管理・保守期限）

第 15 条 補助金交付決定の対象となった建築物等の所有者又は管理者等は、その適正な管理及び保存に努めなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた物件の保守期限は、伝統的建築物等は 5 年、伝統的工作物は 2 年とする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（補助金交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により補助金交付決定を受けたとき。
 - (4) 目的の達成に支障となる行為を行ったとき又は第 9 条第 3 項に規定する目的の達成に必要な指示に従わないと市長が認めたとき。
 - (5) 前条第 2 項に規定する保守期限を守れないとき。
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第 10 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金返還命令書（別記様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の景観形成推進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。